

静岡県バイオマス活用推進計画

令和6年7月

静岡県

目 次

1	計画改定の背景と目的.....	1
(1)	これまでの経緯.....	1
(2)	計画改定の背景と目的.....	1
2	計画の策定に当たって.....	2
(1)	静岡県バイオマス活用推進計画の位置付け.....	2
(2)	計画策定の視点.....	3
3	計画の目標.....	5
(1)	目標年度.....	5
(2)	目標年度のあるべき姿.....	5
4	目標年度におけるバイオマスの発生量と利活用の目標.....	7
5	目標達成に向けた各種バイオマスの取組内容.....	8
(1)	家畜排せつ物.....	8
(2)	食品廃棄物・生ごみ.....	10
(3)	廃食用油.....	14
(4)	製材工場等残材.....	15
(5)	建設発生木材.....	16
(6)	黒液.....	17
(7)	下水汚泥.....	18
(8)	し尿処理施設から発生する汚泥.....	19
(9)	林地残材（間伐材）.....	21
(10)	農作物非食用部.....	24
(11)	分野横断的な取組.....	25
6	推進体制.....	26
7	役割分担.....	27
(1)	県の役割.....	27
(2)	市町の役割.....	27
(3)	バイオマス供給事業者・利用事業者の役割.....	27
(4)	県民の役割.....	28
8	取組効果の客観的な検証.....	28
9	参考資料.....	29

バイオマスの定義：

「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除いたもの）」

(bio：生物、mass：(物質の)量)

1 計画改定の背景と目的

(1) これまでの経緯

国は、平成 14 年 12 月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定、平成 21 年にはバイオマス活用推進基本法を制定し、続く平成 22 年には「バイオマス活用推進基本計画」を定めました。

本県は、国の動きと前後して、循環型社会の構築に向け、バイオマスの利活用向上を目指すため、平成 17 年 3 月に「静岡県バイオマス総合利活用マスタープラン」（以下、マスタープラン）を策定しました。

マスタープランでは、平成 22 年度を目標年度に、バイオマスの利活用率向上（廃棄物系バイオマス※¹：炭素量換算※²で 89%以上利活用、未利用バイオマス※³：炭素量換算で 35%以上利活用）を目標とし、取組を推進しました。

続く平成 24 年 3 月には「静岡県バイオマス活用推進計画」（以下、本計画）を策定しました。本計画ではマスタープランを引き継ぐ形で、バイオマスの種類ごとに利活用目標値を定め、取組を推進してきました。

また県内市町においては、令和 5 年 6 月時点で、湖西市、浜松市、牧之原市の 3 市がバイオマスタウン構想※⁴を公表しています。さらに湖西市、小山町、浜松市、掛川市では、バイオマス活用推進計画※⁴が策定され、浜松市、掛川市では、バイオマス産業都市構想※⁴が策定されています。

(2) 計画改定の背景と目的

国内外で SDG s（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの実現に向けた取組が進む中で、国は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行、「みどりの食料システム戦略」の策定を進め、令和 4 年 9 月には「バイオマス活用推進基本計画（第 3 次）」を公表しました。

このような背景の中で、本計画についても、策定から 10 年以上が経過するとともに、バイオマス利活用に係る県内の取組状況にも変化が見られることから、国計画の改定内容も踏まえ、令和 12（2030）年度を目標年度として改定し、取組の更なる推進を目指すものとします。

※1 廃棄物系バイオマス

家畜排せつ物、食品廃棄物、生ごみ、廃食用油、製材工場等残材、建設発生木材、古紙、黒液（パルプ工場廃液。黒色で木材から溶け出したリグニン等の有機物を多く含む。）、下水汚泥、し尿処理施設汚泥等。

※2 炭素量換算

バイオマスは種類によって含水率が大きく異なるので、複数種類のバイオマスを数値的に比較するために、バイオマスに含まれる炭素量に換算すること。（P35「(6) バイオマスの炭素量換算式」を参照）

※3 未利用バイオマス

林地残材（間伐材）、農作物非食用部（野菜の非食用部、稲わら、もみ殻、果樹剪定枝等）、竹、刈芝、流木等。

※4 バイオマスタウン構想、市町バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想

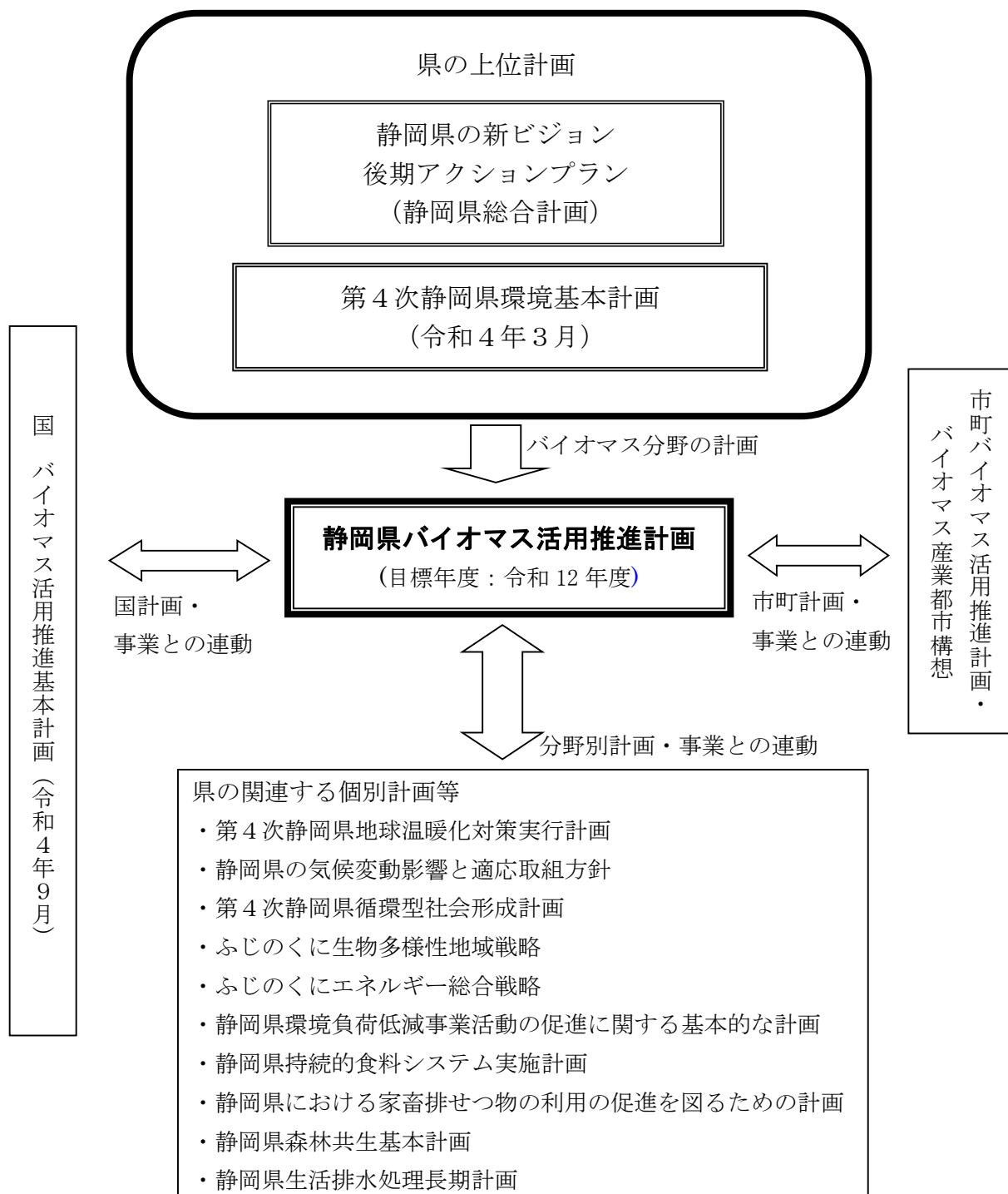
P36「(7) 県内のバイオマス関係計画の公表・選定状況とその主な取組」参照

2 計画の策定に当たって

(1) 静岡県バイオマス活用推進計画の位置付け

本計画は、平成 21 年に制定されたバイオマス活用推進基本法に基づく都道府県計画として策定します。

また、静岡県総合計画を環境面から補完する第 4 次静岡県環境基本計画（令和 4 年 3 月）の、循環型社会の構築に係る個別計画に位置付けられます。



（２）計画策定の視点

ア 地球温暖化の防止

国は令和２（２０２０）年１０月に、２０５０年カーボンニュートラル※５、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

さらに令和３（２０２１）年４月に示した目標では、令和１２（２０３０）年度までに、温室効果ガスの発生を平成２５（２０１３）年度から４６％削減することを目指し、さらに５０％の高みに向け挑戦を続けていくこととしました。

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）※６は、第６次評価報告書（２０２２）で「２０３０年の世界全体の温室効果ガス排出量では２１世紀中に温暖化が１．５℃を超える可能性が高い」との見通しを示し、気候変動緩和策の更なる加速を世界へ呼びかけています。

バイオマスは、カーボンニュートラルという特性を有しており、バイオマスの活用を推進し、化石資源由来の製品やエネルギーをバイオマス由来のそれらで代替することにより、温室効果ガスの排出が削減され、脱炭素社会の実現を図ることで、地球温暖化の防止に貢献します。

イ 循環型社会の形成

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却するため、限りある資源の循環利用と経済成長を両立するサーキュラーエコノミー（循環経済）※７の概念が世界に広がりました。

国内では、経済産業省が「循環経済ビジョン ２０２０」において、環境活動としての３Ｒから、経済活動としての循環経済への転換を目指すとしています。

バイオマスの総合的な利活用をより一層促進することにより、循環経済への移行を加速化していきます。

※５ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。具体的には、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロとすること。

※６ 気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）

人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、１９８８年に世界気象機構（ＷＭＯ）と国連環境計画（ＵＮＥＰ）により設立された政府間組織。

※７ サーキュラーエコノミー（循環経済）

従来の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

ウ バイオマス資源の多段階利用の促進

バイオマスを資源として最大限に利用するために、経済性やLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）※⁸を考慮しつつ、製品として価値の高い順に利用し、最終的に燃焼等で熱利用やエネルギー利用する多段階利用（カスケード利用※⁹）が望まれます。

また、我が国は資源が少なく、エネルギー自給率向上のため、バイオマスを再生可能エネルギーとして利用を促進します。

エ 食料・木材の安定供給の確保

バイオマスの利活用の推進に当たり、食料の供給量や製材などの木材加工、製紙需要への影響が無いよう配慮し、マテリアル利用※¹⁰とエネルギー利用の両立を図ることとします。

特に食料供給と両立できるバイオマスは、食料供給に影響を与えない原料調達方法を確認し、その活用を推進します。

オ 社会的気運の醸成

バイオマスの推進のためには、県民の理解と協力を得ることが必要不可欠です。

バイオマスの推進が温暖化の防止、循環型社会の形成、農林漁業の振興や地域の経済循環につながることを分かりやすく周知・普及することで、県民がバイオマスの活用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成を促進します。

※⁸ LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）

原料採取から製造、廃棄に至るまでのライフサイクルの全ての段階において発生する様々な環境への負荷を、ライフサイクル全体に渡って科学的、定量的、客観的に評価する手法。

※⁹ カスケード利用

バイオマス等の資源を一度のみの使いきりにするのではなく、使って性質が変わった資源や、利活用した際に出てきた物質を別の用途に利活用するという具合に、資源を多段階に利活用すること（カスケードとは、階段状に連続した滝のこと）。最終利用までの間にタイムラグが生じる。

※¹⁰ マテリアル利用

バイオマスを原料・材料として利用すること。

3 計画の目標

(1) 目標年度

令和 12 (2030) 年度

静岡県バイオマス活用推進計画は、令和 12 (2030) 年度を目標年度とします。

(2) 目標年度のあるべき姿

ア 県土面積の 6 割を占める森林から発生するバイオマスは、製材や合板等の原料としてマテリアル利用された後、チップや木質ペレットとして加工され、ボイラーやペレットストーブで熱利用（サーマル利用※11）されます。このように多くのバイオマスは多段階（カスケード）に利用され、より効率的な利活用が進んでいます。

イ 森林由来の木質バイオマスの利活用が進むことで、森林が適切に管理されるとともに、地域の林業経営体における雇用の拡大や経済波及効果などにより山村地域が活性化しています。

ウ 食品廃棄物や家畜排せつ物等を原料とした高品質な堆肥の製造施設が全県で設置され、堆肥利用促進のための耕畜連携も進んでいます。

エ 静岡県リサイクル認定製品※12 の普及により、公共工事ではもちろんのこと、民間の工事でもバイオマス由来の製品が多数利用されています。

オ 生ごみや下水汚泥等、都市部に由来するバイオマスの利活用も進んでいます。

カ 県民・事業者のバイオマスに対する理解が進み、バイオマスの推進が温暖化の防止、循環型社会の形成につながることを念頭に、バイオマスの活用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されています。

※11 サーマル利用

バイオマスを加工、状態変化させてエネルギーとして利用すること。廃木材等を利用した発電等をいう。

※12 静岡県リサイクル認定製品

リサイクル製品の利用の推進を図ることにより、廃棄物の減量と再利用を推進し、循環型社会の構築を目指すことを目的として創設された「静岡県リサイクル製品認定制度」により認定された製品。



図 静岡県が目指す循環型社会のイメージ

4 目標年度におけるバイオマスの利活用の目標

令和12年度におけるバイオマス利活用率90%を目標とします。バイオマスごとの利活用量の目標は下表のとおりです。

下水汚泥の肥料やエネルギーへの利用拡大が求められているため、下水汚泥の利活用のうち、肥料・エネルギー利用した割合を示す「下水道バイオマスリサイクル率」を新たに設定しました。

区 分	令和4年度調査時実績（注1）				目標（注2） （令和12年度）		（参考）国 計画目標
	湿潤重量（トン）		炭素量換算（トン）		利活用率 （%）	利活用率 （%）	利活用率 （%）
	発生量	利活用量	発生量	利活用量			
家畜排せつ物	977,383	914,421	58,320	54,564	94	94	約90
食品廃棄物	220,025	172,115	9,725	7,607	（注3）78	（注3）80	（注4） 約63
生ごみ	275,467	191,225	12,176	8,452	（注3）69	（注3）80	
廃食用油（事業系）	22,369	20,808	15,971	14,857	（注3）93	（注3）93	
廃食用油（生活系）	5,827	4,263	4,160	3,044	（注3）73	（注3）80	
製材工場等残材	37,487	36,738	19,418	19,030	98	98	約98
建設発生木材	84,600	72,100	43,823	37,348	85	97	約96
黒液	363,762	393,762	110,450	110,450	100	100	約100
下水汚泥	191,523	191,447	14,709	14,703	100	95以上	約85
下水道バイオマスリサイクル率	191,523	74,000	14,709	5,683	39	50	約50
し尿処理施設から発生する汚泥	27,121	4,445	2,083	341	16	20	—
林地残材（間伐材）（注5）	150,471	87,884	77,944	45,524	58	67	約33以上
計	2,356,035	2,089,208	368,779	315,920	85	90	約80

（注1）発生量、利活用量及びデータ年次については、P32「(4) 各バイオマス発生量及び利活用量の算定方法」を参照

（注2）各バイオマスの目標利活用率については、P34「(5) 令和12年度における各バイオマスの目標利活用率の算定方法」を参照

（注3）原料・材料利用のほか、燃焼による熱利用、発電も利活用の対象とすると国から示されている。

（注4）国の計画では、食品関連事業者由来と一般家庭由来の食品残さ及び廃食用油をあわせて食品廃棄物とし、熱利用や発電を含めた利活用率の目標を設定している。

（注5）県の計画では、間伐で伐採した材積（丸太換算）と、利用された間伐材丸太との比較から算出しているが、国の計画では、丸太として利用された間伐材を除き、林地内に切捨てられた間伐材や枝葉及び根株のうち発電等に利用された材積との比較から算出しており、県と国で利活用率の算出方法が異なり、利活用率に差が生じている。

5 目標達成に向けた各種バイオマスの取組内容

技術開発による変換コストの低減やカスケード利用の推進を図り、最終的にエネルギーとして地域で活用する仕組みづくりを促進します。地域内で全てを利用することが困難なものについては、広域利用のためのシステムの構築を促進します。この考え方は、国の第5次環境基本計画でも示されている、地域循環共生圏^{※13}の考え方とも一致するものです。

また林地残材（間伐材）等の未利用バイオマスは家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマスと比較して広く薄く存在し、収集・運搬にコストがかかることから、効率的な利用技術の開発と併せて、効率的な収集・運搬体系の確立を推進します。

なお、廃棄物系バイオマスは、処理工程や施設処理において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の規制を受けることがあるため、整合を図りながら取組を促進します。

バイオマスごとの現状と課題等、取組は以下のとおりです。

(1) 家畜排せつ物

ア 現状

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行により、原則全ての畜産農家に堆肥舎、浄化处理などの処理施設が設置され、家畜排せつ物が適正に堆肥化又は浄化处理されるように、指導・助言を行っています。

イ 実績

区分	発生量（t）	利活用方法	利活用量（t）	利活用率（%）
家畜排せつ物	977,383	堆肥化	914,421	94

※6%相当分は、養豚の尿分であり、浄化槽で適切に処理、放流されています。

ウ 課題等

畜産堆肥を農業で継続利用するためには、堆肥中の水分や肥料成分含量等の品質の安定化が課題とされています。

また、畜産業が盛んな地域では、家畜排せつ物が継続的に供給されるため、堆肥の流通促進、需要の拡大が重要です。堆肥の農業利用を促進する取組として、耕畜連携ネットワークの構築等が求められます。また、家畜排せつ物を堆肥以外に利用する手法として、メタン発酵^{※14}等のエネルギー利用も求められています。

※13 地域循環共生圏

各地域がその特性を活用した強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築する地域づくりの考え方。国の第5次環境基本計画で示された。

※14 メタン発酵

空気に触れない状態で活動する微生物（嫌気性細菌）の働きで、有機物を分解し、メタンに変換する一連のプロセス。得られたメタンガスは無色無臭の気体で、燃料合成原料等として用いられる。

エ 方向性

今後も堆肥による利活用を進めます。堆肥の生産、利用を促進します。散布しやすくするための堆肥のペレット化、散布機の導入など、耕畜連携により堆肥利用を促進します。

また、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用を推進するため、静岡県畜産技術研究所が開発した低コスト燃料化システム（事例紹介を参照）の技術普及を図ります。

オ 具体的な取組

（ア）堆肥利用の推進

a 耕畜連携の強化

- ・家畜排せつ物の利活用に関する情報発信・技術研修等の実施
- ・畜産堆肥マップによる堆肥生産者と利用者のマッチング支援（静岡の畜産ひろば）
- ・コントラクター組織^{※15}の育成・支援
- ・畜産環境アドバイザーによる相談・支援の実施
- ・畜産体験学習等による消費者等の理解の醸成

b ニーズに即した堆肥づくり

- ・良質な堆肥の生産及び安定供給
- ・最新の堆肥化の技術情報・取組状況の情報収集・発信
- ・低臭気・機能性堆肥製造の研究
- ・畜産環境アドバイザーや畜産技術研究所職員、（一財）畜産環境整備機構の専門家等による相談・支援の実施
- ・堆肥を使った栽培技術研修の実施、堆肥散布機の実証試験、堆肥のペレット化施設の導入、ペレット堆肥の普及による耕畜連携の促進

（イ）家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進

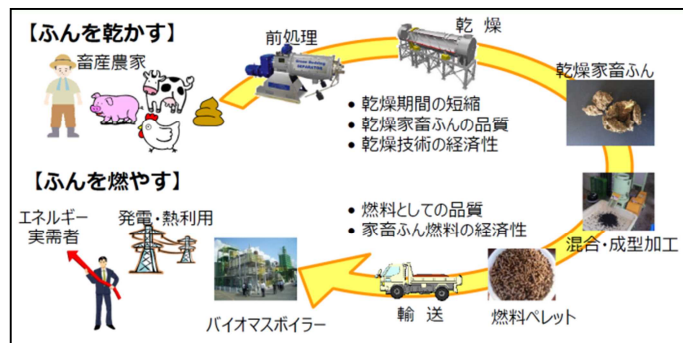
- ・静岡県畜産技術研究所が開発した、低コストかつ短期間で燃料化可能なシステムの技術普及
- ・メタン発酵等エネルギー利用に関する技術情報・取組状況の情報収集・発信
- ・メタン発酵等エネルギー施設導入の推進・相談・指導

※15 コントラクター組織

畜産農家から飼料作物の生産・調整作業等を請け負う組織。

【事例紹介】静岡県畜産技術研究所では、平成30年～令和2年に、家畜排せつ物を燃料として使いやすくするための研究を行い、低コスト、かつ、短期間で燃料化可能なシステムの技術を開発しました。

従来法の約1/3（約8日）まで乾燥期間を短縮し、木質ペレット同等以上の品質の燃料として利用が可能になりました。



【事例紹介】家畜排せつ物や下水汚泥の農業への有効利用

富士宮市の株式会社アサギリでは、下水汚泥等を活用し汚泥肥料を製造しています。近年では、畜産農家、汚泥を管轄する行政、肥料を利用する農業者との連携が進んでいます。株式会社アサギリが家畜排せつ物や下水汚泥などの有機物資源を活用して堆肥を製造し、地域の農業者が利用することで、炭素循環システムが図られています。



牛糞混合堆肥のペレット化

(2) 食品廃棄物・生ごみ

ア 現状

食品工場等からの食品廃棄物は、性状が均一であり、事業系一般廃棄物や産業廃棄物として熱利用や発電、堆肥化等の利活用が進んでいます。

家庭や食堂等から出る生ごみや食品廃棄物は、一般廃棄物として市町の焼却施設で処理されています。

藤枝市など一部の地域では生ごみを収集し、肥料化を行う取組が行われています。

イ 実績

区分	発生量(t)	利活用方法	利活用量(t)	利活用率(%)
食品廃棄物	220,025	外部熱利用・発電	86,574	39
		堆肥化・飼料化	85,541	39
		計	172,115	78

区分	発生量 (t)	利活用方法	利活用量 (t)	利活用率 (%)
生ごみ	275,467	外部熱利用・発電	189,668	68
		堆肥化	1,557	1
		計	191,225	69

ウ 課題等

バイオマスとして利用を進める際には、利用の前に排出の削減及び分別の徹底をした上で利用していくことが重要です。

利用を進めるにあたっては、静岡市などの市町において焼却施設で発電等サーマル利用されている例もありますが、水分が多く熱量が低いため、発酵させてガスを取り出し発電する等、他の利用方法の検討も必要です。

肥料化にあたっては、臭いがあり、水分量、品質が安定していない等の問題点があげられます。

エ 方向性

最優先に排出量の削減を行い、排出を抑制することができない場合にバイオマス活用を推進します。

令和4年3月に策定した第4次静岡県循環型社会形成計画（食品ロス削減推進計画を含む。）に基づき、市町や事業者などの関係者への働きかけを行います。

食品廃棄物・生ごみを原料とした飼料化・肥料化を進め、利用が困難なものはメタン発酵等によるエネルギー利用を推進します。

オ 具体的な取組

（ア）排出量の抑制

- ・食品ロス削減等県民の意識啓発及び事業者等の取組促進
- ・フードバンク等の取組への支援

（イ）利活用の推進

- ・食品廃棄物等の利用に関する技術情報・取組状況の情報収集・発信
- ・県内先進事例の情報紹介による県民の理解、他地域における利活用の促進
- ・市町が行う飼料化、肥料化の取組支援
- ・高付加価値な肥料製造の研究及び普及
- ・農協、肥料製造業者等関係機関が連携し、肥料化技術の開発、肥料効果検証及び主要作物での栽培方法の検証により肥料利用を促進。
- ・食品廃棄物等を発酵させた副産物の液体肥料の利用と乾燥汚泥のペレット化

（ウ）エネルギー利用の推進

- ・市町が行うエネルギー利用の導入支援
- ・静岡県工業技術研究所で開発した、安価で小型なメタン発酵プラントを利用した低コストエネルギー利用の技術システムの普及
- ・静岡県工業技術研究所で開発した、メタン発酵の副産物である消化液を固液分離しペレット肥料と液肥に加工する技術の普及

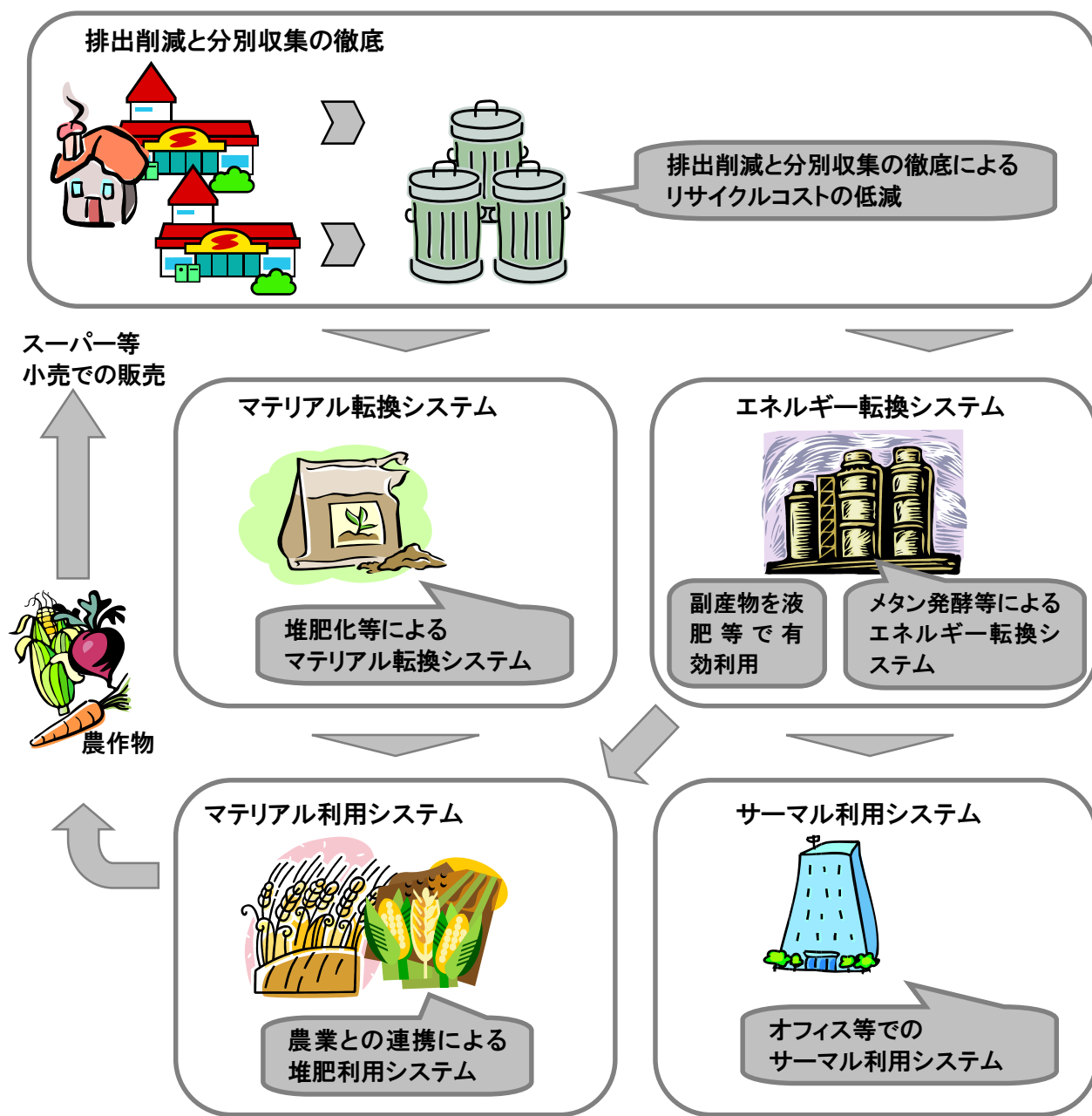
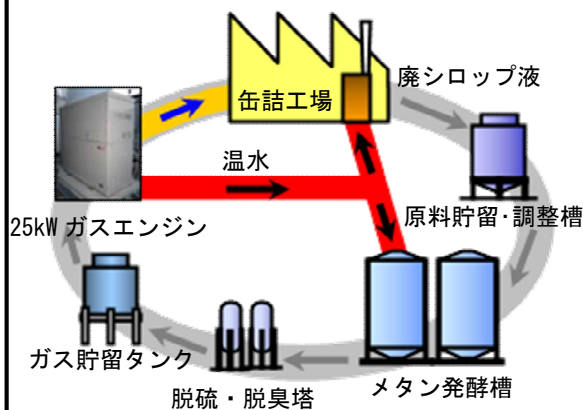


図 食品廃棄物・生ごみの循環システムの構築

【事例紹介】 廃シロップ液からエネルギー回収



産（山梨缶詰株式会社）・官（静岡県工業技術研究所）・学（東京工業大学）の共同で、缶詰工場から排出される廃シロップを利用した、電気と熱を同時に回収するシステムを開発しました。

このシステムにより排水処理費用だけでなく電気代の削減も可能になりました。またこの取組は企業イメージの向上にも大きく寄与しています。

現在では、廃シロップだけでなく、他の有機性廃棄物を発酵処理し、その処理費用の削減も図っています。

【事例紹介】 カツオ・マグロを丸ごと有効活用

静岡県で盛んなカツオ・マグロ加工業においては、加工の際未利用部材が大量に排出されますが、食品素材としての価値があるにもかかわらず飼肥料向け材料となっています。

そこで静岡県水産・海洋研究所では、加工時に排出される削り粉に多く含まれている骨や皮等を除去する技術を開発し、品質良好なすり身の製造が可能となりました。これにより、焼津市内の加工企業にすり身を製造する実用ラインが整備され、このすり身を原料とした新商品を開発し、民間企業が製造・販売を開始しました。



市販されたすり身
(左：カツオ 右：ビンナガ)

【事例紹介】 脂質高含有食品系廃棄物からエネルギー回収

鈴与商事株式会社は、再生可能エネルギーに関する取組として、メタン発酵によるバイオガス発電から電気・熱・CO₂（農業利用）を回収する「トリジェネレーション」技術を確認しました。これにより、これまで飼料化・肥料化が難しく未利用だった脂質高含有食品系廃棄物等を1日当たり6.7トン処理して、出力120kwの発電機で電力を供給しています。

現在は、自社グループのバイオマス資源に加えて、プラントのある菊川市の施設で発生する給食残さ等も処理しており、地域内の資源循環型社会の形成を实践する施設として機能しています。



プラントの外観

(3) 廃食用油

ア 現状

事業系廃食用油はほとんどが回収され、再生利用が困難という理由で廃棄される以外は全て飼料・燃料・工業原料として利活用されており、今後も継続した取組が望まれます。

生活系廃食用油の収集は市町が事業主体となって実施されており、掛川市などBDF^{※16}化の取組もありますが、多くは新聞紙や固化剤で固められた後、市町の焼却施設で処理され、外部熱利用や発電に利用されています。

イ 実績

区分	発生量(t)	利活用方法	利活用量(t)	利活用率(%)
事業系廃食用油	22,369	飼料原料	10,963	49
		燃料原料	7,158	32
		工業原料	2,687	12
		計	20,808	93

※7%相当分は、回収後、再生利用が困難であるため廃棄されているものです。

区分	発生量(t)	利活用方法	利活用量(t)	利活用率(%)
生活系廃食用油	5,827	外部熱利用・発電	4,124	71
		BDF	139	2
		計	4,263	73

ウ 課題等

生活系廃食用油の収集は、ボランティアが主導している場合もあることから、行政とボランティアとの連携した取組も必要です。また、収集に係るコスト対策と、収集された生活系廃食用油の有効な利活用方法（BDF、直接燃焼、飼料化等）の比較検討が必要です。

エ 方向性

事業系廃食用油については、飼料・燃料・工業原料としての利活用の取組を引き続き促進します。

生活系廃食用油については、収集に係るコスト対策のため、効率的・広域的な収集システムの検討を行うとともに、収集後の利活用方法の比較検討を行い、市町に情報提供することで利活用を促進します。

※16 BDF：バイオディーゼル燃料

植物油のような天然の再生可能な原料から作られ、且つ硫黄酸化物（SO_x）や黒煙が少なく環境面においてクリーンなディーゼル燃料。